二言、三言、世迷い言(十六)

宗内動

泣く子と地頭には勝てぬ?

新生銀行、お前もか

ネット送金、出先での必要金銭の引き出れ、ついついグロソブなる投資信託までい込んだ八王子支店の店先で応対してくい込んだ八王子支店の店先で応対してくい込んだ八王子支店の店先で応対してくれ、ついついグロソブなる投資信託までれ、ついついグロソブなる投資信託までれ、ついついグロソブなる投資信託までれ、ついついグロソブなる投資信託までれ、ついついグロソブなる投資信託までれ、ついついグロソブなる投資信託を表している。

がこの度、あっと驚く対応があり、恐れがこの度、あっと驚く対応があり、恐れ入った。その内容は、あきれ果てて先般このエッセイ欄で取り上げたあのみずほ銀行と全く同じ(後述)、いやいやそれを遙かに凌ぎ、人(庶民)を人とも思わぬを遙かに凌ぎ、人(庶民)を人とも思わぬを遙かに凌ぎ、人(庶民)を人とも思わぬな融機関をまさに象徴し、庶民が頼れる銀行があるなどと、いっときでも幻想に陥っていた己の愚かさを痛切に知らしめてくれるものだった。さては、無料送金などのサービスは、貧しく愚鈍な人間をだまし引きこむ単なる手段に過な人間をだまし引きこむ単なる手段に過ざなかったのか。

ことは単純明快である。先のトラブル

に従って移管はできないという訳の分か 相談センター なる窓口に問い合わせても あとは、店にまで直接訪れても、 行ったことがない」と突き放してくる。 より、これまで一度も証券類の移管は ば、これまた何と、「当行は内部規約に こで、「移管できない理由は?」と問え それを移管できないとは筋が通らぬ。そ と内容的にほとんど異なるところはな ている。これなら、他の証券・金融機関 総合取引約款・第3章・29の1)となっ らぬ内容の。 い。SBI証券はグロソブを扱っており、 ない場合、当行は振替えの申し出を受け 一向に変わることなく、やがて、「約款」 、ことがあります。」 (投資信託 文書回答』(表1)までやっ お客様

でも押し通す。弱い大人や力なき庶民は、承知の上だから、どちらも己をどこま短いて喚く子は自分の理不尽は露ほど思わず、また強面の地頭は理不尽は露ほど思いて喚く子は自分の理不尽は露ほどという故事ことわざがあるが、ここにというな事

しかし、それでよい訳はないだろう。中でなにがし優位に立つ者をいう。 る銀行マンといった、ある種の関係性の 被疑者に対する警察官、 泣く子と地頭を現代風に翻訳するなら、 理なる道理」のメカニズムである。この 引っ込む」、 対する暴力支配のスポーツ関係指導者、 例えば、生徒に対する体罰教師、 る。これが即ち「無理が通れば、道理が らえ、ハイハイ分かりましたと引き下が しても所詮勝ち目がないから、 理の通じない相手にはいかに道理を尽く 古今東西まかり通る「不合 被融資者に対す 堪えにこ 選手に

学 校、 重ね、小役人的な小権力主義者となり、 根っこで支える我々ず い時代である。これを無縁の事象とけっ自殺に追い込まれる被害者が後を絶たな じめ・パワハラ等による重い精神障害や 泣く子と地頭は増長してますます悪徳を も大きな責任がある。 たくさんの被害者を連綿とつくりだす。 いじめ・意地悪文化を根っこで支えて、 して思ってはなるまい。 企業、その他どこもかしこも、 こうした風潮・文化を 弱き、人種たちに 万一そういう輩に 泣く子と地頭を L١

めと心得るべきである。の中のためにも、きっと退治するのが務出会ったら、もちろん己のため、また世

らせたものは、行殿(6)』『琅』 (「人か、 それを留め立てする権利は他の誰にもあ だったが、結局、規約上できることが分 に対し、 資信託の他社への移管拒否問題、即ち人 (「人か、組織か。 拝啓、みずほ銀ほ銀行とのやりとりはいろいろあったが ろうはずがない。然るに今般、 をどこに移すかは所有者の自由であり、 類は所有者本人(名義人) のもの、 たものである。当然と言えば当然、 かった、と担当者が謝罪してきて解決 次いで、売却以外に手は切れないと強硬 権侵害問題であった。当方の移管申し出 降って湧いた、同種出来事である。 金融機関を整理しようとする最中で 余計な関係を持ちたくないと思い、 あったばかりで、もう銀行とはもろもろー昨年、みずほ銀行とのトラブルが 」『琅』26号)、私をして最も怒 初め規約上できないと拒否し、 今般と同じ、 拝 啓、 購入した投 またして それ みず Ü の 31

全面開示はせず部分開示となっている。 て表3がこれに対する金融庁の回答で、 各文書の写しの送付を求めている。そし 金融庁への「保有個人情報開示請求書」。

しかし、文書の写しは同封されてはいな

無責任極まるものであった。

らの回答書は保有せず」、となっており、

また、「金融庁に対する新生銀行か

「証券・金融商品あっせん相談センター 公正・中立な立場で解決を図るとする などの金融商品取引に関するトラブルを 題については、遺憾ながら関与する権限 (通称、 織的に一括管理する「証券保管振替機構」 金融機関で購入した株式等の証券類を組 味では法的な機関でもあり、国民が各所 のものとして立ちはだかってきた。これ 題ではなく、びくとも動かぬ銀行組織そ は異なり、此度はまさに応対者個人の問 この問題に関して、三つの機関に連絡 機能が無い゛として、株式や投資信託 また相談した。一つ目は、、ある意 ほふり)。しかし、 と呼ばずして何と呼ぼうか。 先般 (みずほ銀行)と 移管拒否問

移管はできないの一点張りで手に負えなんでくれた。が、「銀行側が約款に従い生銀行本部に対して電話で斡旋行為に及んだところ、極めて共感的で、即座に新 ん相談センター」。 電話で斡旋を申し込 つ目に選んだのが、 い」とやむなく匙を投げた。そこで、三 二つ目がこの「証券・金融商品あっせ 金融機関の監督機関

を教示するに留まった。

ス利用者相談室」があった。 寄せください!』と訴える「金融サービ だきます」と唱え、〝皆様の「声」をお 頂いたご意見については、金融庁内で共 相談員がお電話にてお答えします。また、 す。頂いたご質問・ご相談については、サービス利用者相談室で受け付けていま ۲ 室の担当事務官から示唆されたことによ 有し、今後の金融行政に活用させていた も、「金融行政・金融サービスに関する るのだが、インターネットで調べてみる めに電話したさる簡易裁判所の電話相談 たる「金融庁」である。それは、 一般的なご質問・ご相談・ご意見を金融 なるほど、 金融庁には、 心強く かりそ

来事が咄嗟に脳裏を横切った。 終了時まで拘束預金として預かる、と労 積立預金を終えた時のこと、何という理 住宅資金を貸し付けるという労働金庫の 月積立預金をすれば、その3倍を限度に 金側が言い出したのである。 すると、3年間積んだ預金はローン返済 不尽、いざ住宅ロー 前の、ちょうどバブル経済走りの頃の出 これだ、と思わず直感した。 ンの貸し出しを申請 これでは資 3年間毎 40年ほど

> を、私は拙著のなかに留めている。 役人電話を掛け、問い始めた。 その折のこと 私の目の前で、 るべし、ここに再録してみよう。 たる者、国民のためにすべからくかくあ での対応は、実に見事だった。担当官は、 る労働省(現・厚生労働省) 案の末に赴いたのが、労金の監督官庁た 金不足で住宅など全く購入できない。 預金先の労金新橋支店に

「はい」
「三年間の積立期間終了後、それ(積で三年間の積立期間終了後、それ(積立金)を拘束預金にするということにはなっていませんね」
「はい」
「はい」
「はい」
「お可笑しいですね。今、私のところに、積立預金をそのまま拘束預金にしなければ住宅ローンはできないと言われたという人が見えているのですが…」「??!」
翌日、支店長と副支店長が大きな菓翌日、支店長と副支店長が大きな菓子折を持って、飛んで我が家まで謝り子折を持って、飛んで我が家まで謝りてきた。(『二言、三言、世迷い言』

「官こそ恃み」||0||年)

談員が述べた結論のみを上げると、 のだった。細かいやり取りは置いて、 融庁の対応は、 しかしながら、これに比べて此度の金 全く想像だにできないも

権行為」であり、「金融庁は金融機関へえば、「労働省の行為は労金に対する越記の事例を聞かせて監督官庁の役割を問 ほろろの対応である。 訴える当事者からすれば、 の干渉は一切しない」、と、 ても言及できない」とのこと。そこで上のつまり、「民事不介入で、当否につい いわばけんも 権利侵害を

前に、 ころを確認しておく必要はあるだろう。 にいかなる回答をしたか、その正確なと え、それを伝え聞いた新生銀行が金融庁 判断を委ねる以外に道はない。ただその 手がなくなり、あとは司法の手に当否の 駄目とくれば、もはや民事的に解決する 表2が、これを確認するために行った、 調停斡旋の機関で駄目、監督官庁でも 金融庁が私の訴えをどのように把

> しい。それ故、この回答書に対して、新立人 (換言すれば国民) を愚弄するに等 15年7月9日づけで異議申立を行った。 生銀行からの回答を保有していないこと 未だ回答はない。 が、しかし、2ヶ月を経過した今日まで、 の理由開示と共に、全部開示を求めて、 これは真剣に物事の解決を思案する申

希求し、 るミサイル発射実験を行って、 ĺĆ 問題で日本国中を悲憤慷慨させ、揚げ句 化が進む中、言わずと知れた日本人拉致 アという近隣二つの国に触れてみよう。 要求し、時に核弾頭運搬手段ともなり得 ・国民を脅迫する。 まず北朝鮮という国。世界中が平和を ちょっぴり目を転じて、 拉致被害者を人質同然に経済援助を 戦争を回避せんとする風潮・文 北朝鮮、口 日本国家

国領として今に至る。 ある択捉島など北方4島まで占領して自 決定的にし、その勢いで、 次にロシアという国。第二次大戦終了 日ソ中立条約を破って日本の敗戦を さらには北海道と地続きの感さえ 北方4島に関して 南樺太・千島

凶となる。

くとも国の中では、

いじめ・意地悪の元

にはならぬよ

きっと振る舞

う

そしてならさぬよう、 泣く子と地頭:

の実効支配も極度に進み、 る兆しもない 引き渡す」とされているが、 条約締結後、日本へ歯舞群島と色丹島を は一九五八年の日ソ共同宣言で、「平和 もはや返還 現在では そ

h 正を無理押ししてでも成立させた、 判が様々あるなか、この度の安保法案改 国化を考慮すると、憲法違反の疑義や批閣諸島問題を絡めて中国のさらなる軍事 く子と地頭。ではあるまいか。これに尖 本国民にとって、まさにこの両国、゛ 平和観をもってしては、日本国および日 し、それをどれほど斟酌しても、今日的 受け継がれてきたに違いない。 味わったロシア民族、これらが両国家 いほど分かる。が……、おっと、脱線。を預かる身としての安倍総理の思いは痛 国民に与えた屈辱と怨念は血肉となって 民族、日露戦争における屈辱的な敗戦を 日本によって長く属国支配された朝鮮 とするわれわれ日本国家・国民。少な 世界に向かって平和思想の先導者たら が、 しか 国 泣

表 2 (金融庁に対する「保有個人情報開示請求書」)

保有個人情報開示請求書

平成 27年 4月 /3日

金融庁長官

(ありまな) 宗内敦

住所又は陽所東京都八子市川町128-202 〒 193-0821 1292(651) 1227

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第13条第1項の 規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

韶

- 1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)
 - の新生銀行で放資信託と購入いた。それをSBI記券に移覧にようとしたいう新生銀行やよれれるとれた、在れて活にて無法に存いたれた前提に、細設室の到間相談具に介、た。その件について。
- ① 五月間の記録は本件をとかようこれと、新生銀行のいかは、部所にとっとうべんえたのか、(日所を記載になる) 金米ルンガレ、新生銀行のいかは3円谷をいかは方式と「たした日本、そう初的、変性方式を記してラナスあり
- 2 求める開示の実施方法等(本欄の配載は任意です。) ア、イ又はウに〇印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。
 - ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> □閲覧 □写しの交付 □その他(<実施の希望日> 平成 年 月 日

- イ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。
- ⑤ 写しの送付を希望する。

表3(金融庁からの回答書)

金監第1465号 平成27年5月12日

宗内 敦 様

金融庁長官事務代理 池田 唯

保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)

平成27年4月14日に受付けた保有個人情報の開示請求について、行政機関の保有する個人情報の 保護に関する法律(平成15年法律第68号、以下「法」という。)第18条第1項の規定に基づき、下 記のとおり、開示することに決定したので通知します。

23

- 1 開示する保有個人情報 (全部開示・(部分開示))
 - (1)開示請求者から当庁金融サービス利用者相談室に申出のあった内容を記録した相談等事績管理簿(平成2/年3月1/日及び3月2/日)
 - (2) 開示請求者からの当該申出について、当庁銀行第一課から株式会社新生銀行にメールにて回 付した書面の写し(平成27年3月23日)
- 2 不開示とした部分とその理由
 - (1)上記1(2)中には、当庁の具体的対応に関する情報が記載されており、これらを公にすることにより、当庁の対応が明らかになり、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第14条章7号件書作該当し、不開示とした。
 - (2) 開示を請求する保有個人情報のうち、開示請求者からの当該申出に係る新生銀行からの回答 等については保有しておらず、不開示とした。

表1(新生銀行からの回答書)

宗內敦 様

拝啓 早春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたびは 2015 年 3 月 17 日付で弊行八王子支店宛にお手紙をいただきまして誠にありが とうございました。受領したお手紙での要請につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。 宗内教様より、弊行総合口座パワーフレックスにて保護預かりの投資信託を他の金融機関へ移管し たいとのご要望を頂戴しておりますが、弊行で取り扱っております投資信託、すべての銘柄につき まして他社への移管、他社からの移管のいずれも、お客様向けに提供する現状のサービスとしてお 取扱いをしておりません。宗内教様のご要望にお応えできず、誠に申し訳ございませんが何卒ご理 解いただきたくよろしくお願い申し上げます。

また、3月18日に弊行コールセンター宛 宗内教様より請求がございました口座開設時の投資信託総合取引約款を(別紙1)として同封させていただきます。あらかじめ補足を申し上げますと、宗内教様が口座開設なさった 2004年10月の時点では「投資信託振替制度」がございませんでしたので他社への投資信託移管につきましての記載はございません。2007年1月4日に開始される「投資信託振替制度」(別紙2)に伴いましてそれより以前の2006年9月1日付でパワーフレックス規約集内、投資信託総合取引約款(パワーフレックス用)を一部変更しております。(別紙3)そして同年9月お客様宛送付のお取引レポートにて、この約款・規定を一部変更したことの通知を行っておりますことを申し添えます。(別紙4)

末筆ながら宗内教様の益々のご健勝をお祈り申し上げます。

敬具

2015年3月24日

株式会社 新生銀行 八王子支店 支店長 山内 和臣

お電話;0120-456-308

(フリーダイヤル)

(オペレーターが出ましたら、「八王子支店」とご指名下さい。)